

2015年  
10月1日施行

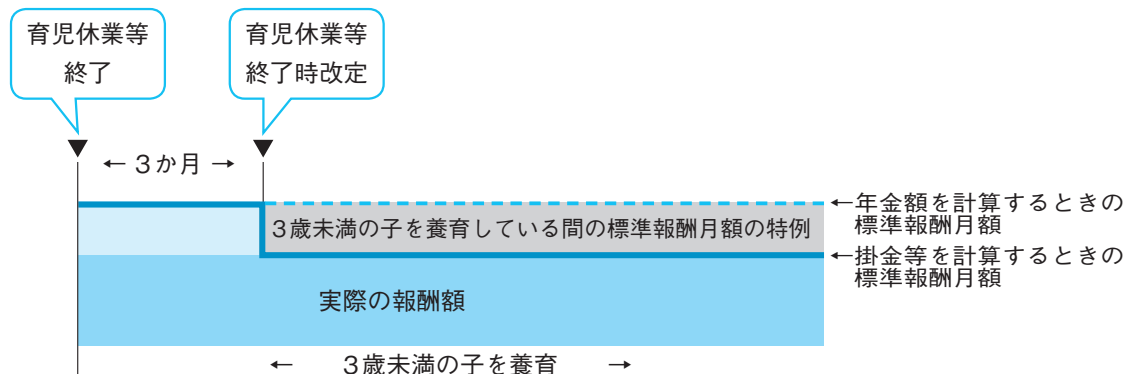
# 育児休業等終了時改定・ 産前産後休業終了時改定

育児休業又は産前産後休業から復職し、育児短時間勤務や育児部分休業により給与が減額される場合は、組合員の申し出により標準報酬の等級及び月額を改定を行うことができます。これを「育児休業等終了時改定」又は「産前産後休業終了時改定」といいます。



## 〈育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定を行う要件〉

- 育児休業又は産前産後休業から復職し、引き続きその休業に係る子を養育しており、かつ、その子が3歳未満であること
- 既に決定されている標準報酬月額と休業終了時の翌日の属する月以後3か月間の報酬月額の平均額から算定した標準報酬月額に1等級以上の差があること
- 組合員からの申し出があること



## 3歳未満の子を養育する組合員の標準報酬月額の年金計算への特例

3歳未満の子を養育する組合員の標準報酬月額が、子を養育することとなった日の前月の標準報酬月額を下回る場合は、組合員の申し出により、その期間は実際の標準報酬月額ではなく、従前の標準報酬月額に基づいて、将来の年金額を計算します。

※この特例は年金に限り適用されますので、傷病手当金などの短期給付には適用されません。

※育児部分休業掛金免除の制度は9月末日をもって終了となります。

〈お問合せ先〉 総務課 TEL 082-545-8222